

アセット・ベースト・レンディング (ABL)の法律実務

～不振企業を借主とする場合の留意点を中心として～

の な か と し ゆ き
講師 野中敏行 氏 西村あさひ法律事務所
パートナー 弁護士

日時 平成21年5月8日(金)午後1時30分～午後4時30分

不動産担保や代表者の個人保証等に過度に依拠するのではなく、企業が保有する売掛債権、在庫、機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法であるアセット・ベースト・レンディング(ABL)への注目が高まっており、各方面による更なる活用が期待されています。このABLの手法は、不動産等の伝統的な担保目的物を持たない(あるいは既に別の資金調達のための担保として提供済の)企業による資金調達の可能性を広げるものであり、業績不振企業による資金調達(既に倒産手続が開始されている企業によるDIPファイナンスとしての資金調達を含みます)の手段として活用することも考えられます。

本セミナーでは、ABLに関する法律実務について基礎的な部分も含めて概説した上で、不振企業を借主とする場合において特に留意すべき点を解説します。

1. ABLの概要
2. 関連書契約の構成と留意点
3. ABLに伴う各種担保権に関する法的問題点
4. 不振企業を借主とする場合の留意点
 - (1) 倒産前の借主の場合
 - (a) 否認リスクの考え方
 - (b) 倒産手続開始時における各種担保権の取扱い
 - (2) 倒産後の借主の場合(DIPファイナンス)
 - (a) DIPファイナンスの概要及び留意点
 - (b) 共益債権化の要件
 - (c) 破産手続移行(牽連破産)時の取扱い

【講師紹介】1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2000年4月弁護士登録、西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所。2006年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M. Harlan Fiske Stone Scholar)。2007年ニューヨーク州弁護士登録。ストラクチャード・ファイナンス、買収ファイナンス、シンジケート・ローンその他の各種ファイナンス取引や、ファンド等による企業・資産への投資案件等を中心とする各種案件を取り扱っている。

当社は、第二東京弁護士会継続研修団体として認定を受けております。
このセミナーを受講すると、外部研修として3単位が認められます。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 金融財務研究会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8-4F
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005
E-mail kenkyu@mb.infoweb.ne.jp